

「別紙」 居宅介護支援 重要事項説明

令和 8 年 3 月 1 日

1. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、全額給付されるので自己負担はありません。保険料の滞納等により法定代理受領※ができなくなった場合は、要介護度に応じて所定の金額を当事業所に一旦お支払いいただきますが、当事業所発行の指定居宅介護支援証明書を区市町村等の窓口へ提出していただくと、全額払い戻しを受けられます。

※法定代理受領とは、保険者が、サービスを受けたご利用者に代わって、サービスを提供した事業者や施設に対して保険負担分の費用を支払うことです。

【基本料金】 居宅介護支援費

	居宅介護支援費（Ⅰ）		居宅介護支援費（Ⅱ）		居宅介護支援費（Ⅲ）	
	介護支援専門員 1 人当たりのご利用者の数が 45 人未満の場合		介護支援専門員 1 人当たりのご利用者の数が 45 人以上 60 人未満の場合 (45 人以上 60 人未満の部分のみ適用。45 人未満の部分は居宅介護支援（Ⅰ）を適用)		介護支援専門員 1 人当たりのご利用者の数が 60 人以上の場合 (60 人以上の部分のみ適用。60 人未満の部分は居宅介護支援（Ⅱ）を適用)	
	要介護 1・2	要介護 3・4・5	要介護 1・2	要介護 3・4・5	要介護 1・2	要介護 3・4・5
	1,086 単位	1,411 単位	544 単位	704 単位	326 単位	422 単位
	3 級地（1 単位あたり 11,050 円）					
	12,000 円	15,591 円	6,011 円	7,779 円	3,602 円	4,663 円

※当事業所が運営基準減産に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。

運営基準減算該当が二か月以上継続している場合は、報酬は発生しません。

※当該事業所が特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より 2,210 円を減算します。

【加算】

特定事業所加算Ⅰ	5,734 円	519 単位	主任介護支援専門員を 2 名以上配置し、 24 時間連絡が取れる体制を整え、質の確保をしている場合
特定事業所加算Ⅱ	4,631 円	421 単位	退院・退所加算を年 35 回以上かつ、 ターミナルケアマネジメント加算を年 5 回以上算定した場合
特定事業所加算Ⅲ	3,569 円	323 単位	主任介護支援専門員を 1 名以上配置し、 24 時間連絡が取れる体制を整え、質の確保をしている場合
特定事業所加算 A	1,259 円	114 単位	常勤 1 名以上、非常勤 1 名以上連絡体制 相談体制の確保、研修実施、実務者研修事業への協力、事例検討会等実施

特定事業所 医療介護連携加算	1,381円	125単位	前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定していること。
初回加算	3,315円	300単位	新規に居宅サービス計画を作成した場合、または要介護認定区分が2段階以上変更になった場合
入院時情報連携 加算	加算（Ⅰ）	2,762円	250単位
	加算（Ⅱ）	2,210円	200単位
	病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合（入院後3日以内は加算Ⅰ、7日以内は加算Ⅱ）		
退院・退所加算	連携1回・カンファレンス参加なし		4,972円 450単位
	連携2回・カンファレンス参加なし		6,630円 600単位
	連携1回・カンファレンス参加あり		6,630円 600単位
	連携2回・カンファレンス参加あり		8,287円 750単位
	連携3回・カンファレンス参加あり		9,945円 900単位
	医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、医療機関等の職員と面談を行い、退院・退所後の居宅サービス計画を作成した場合		
ターミナルケア マネジメント加算	4,420円	400単位	末期の悪性腫瘍のご利用者について、逝去日及び逝去前14日間に2回以上ご利用者宅を訪問し、医師やサービス事業者と情報共有や連携を行った場合
緊急時居宅 カンファレンス加算	2,210円	200単位	医師または看護師等とご利用者宅を訪問しカンファレンスを行い必要に応じて居宅サービス等の利用調整をおこなった場合
通院時情報連携 加算	552円	50単位	ご利用者が医師の診察を受ける際に同席し心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、また必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録する
小規模多機能型居宅 介護事業所連携加算	3,315円	300単位	小規模多機能型居宅介護事業所の利用を開始する際に、情報を提供し、居宅サービス計画書の作成などに協力した場合
看護小規模多機能型居 宅介護事業所連携加算	3,315円	300単位	看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用を開始する際に、情報を提供し、居宅サービス計画書作成に協力した場合

（2）交通費

重要事項説明書に定めるサービスの実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費（公共交通機関利用料または、自動車を使用した場合ガソリン代金10円/1km※ 往復分）をいただきます。

※距離は通常サービスを提供する地域を超えた地点より自宅までの道のりといたします。

（3）解約料

ご利用者はいつでも契約を解約することができ、解約料はかかりません。

2 前6ヵ月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合

(1) 期間

前期：3月1日から同年8月31日まで / 後期：9月1日から翌年2月末日まで

(2) 前6ヵ月間に作成したケアプランにおける各サービスの利用割合

後期

サービス種別	訪問介護	通所介護	福祉用具貸与	地域密着型
割合	30.1%	65.8%	57.8%	1.3%

(3) 前6ヵ月間に作成したケアプランにおける、各サービスの同一事業者によって提供された割合

サービス	各事業所と割合					
訪問介護	株式会社	29.14%	株式会社アズミコーポ	15.57%	ウエルシアパートナーズ	12.06%
	やさしい手		レーション		株式会社	
通所介護	株式会社リセイル	36.29%	株式会社	14.46%	株式会社	10.65%
			ケアプランニング		STEP BY STEP	
福祉用具貸与	株式会社 ヤマシタコーポレーション	26.87%	株式会社フロンティア	14.16%	フランスベッド株式会社	11.84%
地域密着型通所介護	ウコウコヤオ株式会社	50.00%	東京ヘルスケア機能訓練	50.00%		

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

事業者	所在地	埼玉県さいたま市北区盆栽町168
	法人名	株式会社リセイル
	代表者名	代表取締役 山口 慎仁
	事業所名	ケアプランリセイル 印
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印
ご家族 または 代理人	続柄	
	住所	
	氏名	印

